

## 社会福祉法人祥風会 役員等の報酬等に関する規程

平成25年11月 1日制定

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人祥風会（以下「本法人」という。）の定款第8条及び第21条及びその他の規程により設置された委員会の委員等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれるものをいう。役員と併せて役員等という。
- (3) 常勤の理事とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 本法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員については、定款第8条の規定より無報酬とする。

3 第1項に規定する役員に対する報酬の総額は、年間10,000,000円を超えないものとする。

### (理事長の報酬等)

第4条 理事長の報酬及び賞与は別表1のとおりとし、就職の月から退職の月まで支給する。ただし、退任の日の属する月の途中で再任された場合には、再任に係る月分の報酬は支給しない。

### (理事会及び評議員会の報酬等)

第5条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により費用を支

給する。ただし、役員が理事会と同日に開催された評議員会に出席した場合又は本法人の業務を行った場合は、これを支給しない。

2 理事及び監事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合等は前項に定める費用を支払うことができる。

3 評議員が評議員会に出席したときは、別表3に掲げる費用を支給する。  
また、評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、前項に定める費用を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 前条に定める費用については、その都度支給する。

2 理事長の報酬の支給は、社会福祉法人祥風会職員給与規程第6条の規定を準用する。

(苦情対応第三者委員の報酬)

第7条 苦情対応第三者委員(以下「第三者委員」という。)は無報酬とする。

2 第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表3に掲げる評議員の費用を準用してその額を支払うことができる。ただし、理事会及び評議員会に出席し、かつ同一日に開催された第三者委員会に出席した場合は、これを支払わない。

3 第三者委員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、前項に定める費用を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会委員の報酬)

第8条 評議員選任解任委員は無報酬とする。

2 評議員選任・解任委員会委員が当該委員会に出席したときは、別表3に掲げる評議員の費用を準用してその額を支払うことができる

(出張旅費)

第9条 役員等が法人及び施設のために出張する場合は、別表4に定める旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 出張の目的遂行のために必要な経費は、原則として実費を支給することが

できる。

4 旅費は最短の経路で最も安価な方法により支給するが、実情に応じてこれを増額することができる。

5 旅費等は、原則として出張終了後これを支払うものとするが、必要に応じて事前に概算額を支払い、出張終了後これを精算することができる。

(兼務役員)

第10条 施設の職員を兼務する役員等については、施設の職員としての業務を除く法人業務に限りこの規程を適用するものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行なうものとする。

附 則

1 この規程は、平成25年11月17日から施行する。

2 社会福祉法人祥風会実費弁償に関する規定（平成19年4月1日施行）は廃止する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年7月1日から施行する。

2 社会福祉法人祥風会理事長の報酬に関する規程（平成22年12月1日制定）は廃止する。

別表1（第4条関係）

理事長の報酬等

役職名	報酬等の額	
理事長	月額 740,000円	
	6月賞与	月額報酬の70%以内
	12月賞与	月額報酬の70%以内

別表2（第5条第1項関係）

理事及び監事の費用額

理事及び監事の住所	理事の費用額	監事の費用額
小田原市等	5,000円	5,000円
小田原市等を除く（神奈川県内）	8,000円	—
神奈川県外	17,000円	—

小田原市等とは、小田原市、南足柄市、足柄下郡及び足柄上郡に住所を有するもの（以下「別表3」においても同じ。）をいう。

別表3（第3条第3項関係）

評議員の費用額

評議員の住所	評議員の費用額
小田原市等	4,000円
小田原市等を除く神奈川県内	7,000円
神奈川県外	13,000円

別表3（第9条第1項関係）

役員等の旅費等（1日に付き）

項目	旅費等の額	備考
旅費	実費	
宿泊費	20,000円	
日当	10,000円	